

【N0.1】いなべ市阿下喜ビジターセンター条例の制定

市の観光の魅力を広く紹介するとともに、賑わいの創出及び市民活動の促進により地域の活性化を図る施設を設置するため、いなべ市阿下喜ビジターセンター条例を制定するについて、意見をお寄せください。

【施設の概要】

- ・ 2階 観光拠点（観光案内所）
- ・ 1階 調理室（そば打ち体験等）  
 創作室（6次産業化、レンタルキッチン）  
 コワーキングスペース（レンタルオフィス、テレワーク）  
 ミーティングスペース（会議等）  
 多目的スペース（地域交流）
- ・ 電源付き駐車場（車中泊可、3区画）

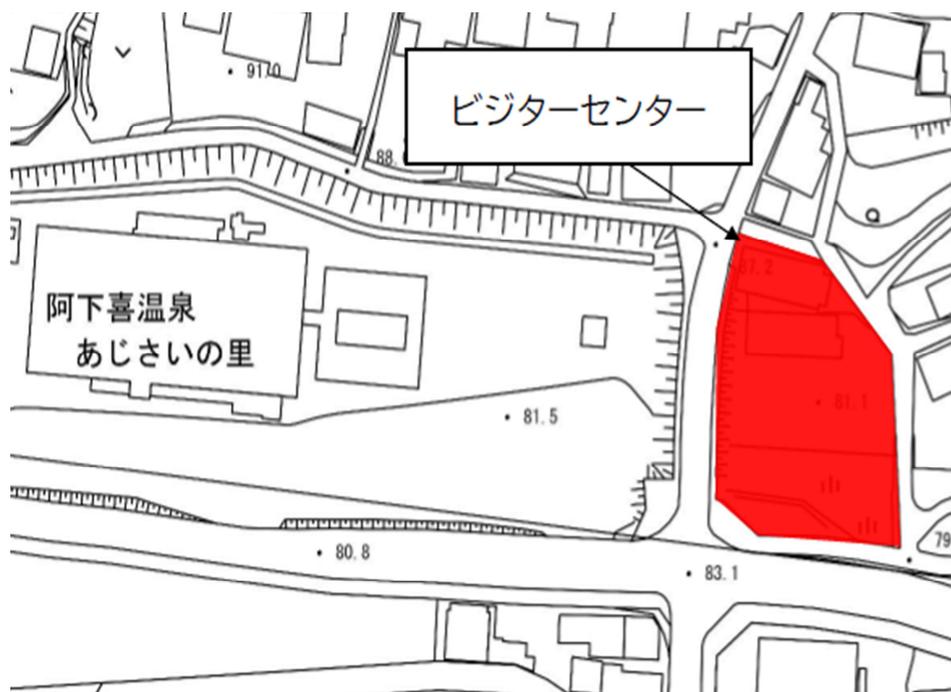
【利用料金】

名称	単位	利用料金
調理室	1時間	1,000円
創作室	1時間	500円
コワーキングスペース	1時間	200円
ミーティングスペース	1時間	400円
多目的スペース	1日	5,000円
電源付き駐車場区画	1時間	300円
その他市長が定める附属設備及び備付備品	市長が別に定める額	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 大人は高校生以上、小人は3歳以上中学生以下とする。
- 3 調理室、創作室、コワーキングスペース及びミーティングスペースの利用料金は大人料金とし、小人は大人料金の半額とする。

【位置図】



【完成イメージ図】

